

いつものJAで安心!
人生の「これから」を

かしこく貯めて、ワクワクを増やそう!
もつともつと楽しみたい!

55歳から
ご予約可能
(新たに受取口座指定
予約をいただける55歳
以上の方)

お預け入れ
金額に
上限なし
(10万円以上)



年金受給者専用定期貯金

当JA口座で年金受給の方のためのお得な定期貯金です!
 現在されている方 これからされる方 予約をいただく方 (55歳以上の方)



©ここまる

組合員の方

新たに定期貯金
をご契約または
定期貯金の満期
金に対し10万円
以上の増額書替の場合

店頭金利 **+0.20%**
上乗せ

組合員外の方

新たに定期貯金
をご契約または
定期貯金の満期
金に対し10万円
以上の増額書替の場合

店頭金利 **+0.15%**
上乗せ

上記以外の方※

店頭金利 **+年0.15%** 上乗せ

上記以外の方※

店頭金利 **+年0.10%** 上乗せ

※定期貯金満期金の同額書替または、減額書替など

期間

定型方式 **1年**
自動継続

元金継続または元利金継続
継続時には店頭金利を適用

対象の方

- 当JAで年金を受給中の方
- 当JAで年金受取予約中の方
- 契約と同時に当JAで年金振込指定、
または年金受取予約をいただける方
(55歳以上の方)

預入方法

一括預入

預入単位

1円単位

預入金額 **10万円以上**

払戻方法/満期日以降に一括払い戻し

取扱期間 令和7年4月1日(火)~令和7年9月30日(火)

- 廿日市支店 ☎0829-31-1111
- 平良支店 ☎0829-32-1249
- 宮内支店 ☎0829-39-3141
- 廿日市西支店 ☎0829-32-0068
- 地御前支店 ☎0829-36-0205
- 深江支店 ☎0829-56-0209
- 浜支店 ☎0829-55-2223
- 友和支店 ☎0829-74-1161
- 津田支店 ☎0829-72-1151
- 晴海支店 ☎0827-57-7140
- 栗谷支店 ☎0827-56-0002
- 大竹支店 ☎0827-52-4295
- 吉和支店 ☎0829-77-2121

- 坂支店 ☎082-885-1131
- 呉支店 ☎0823-24-3131
- 広島支店 ☎0823-72-0077
- 広西支店 ☎0823-72-4411
- 郷原支店 ☎0823-77-1234
- 昭和支店 ☎0823-33-0211
- 音戸支店 ☎0823-52-2535
- 倉橋支店 ☎0823-53-1234
- 倉橋東支店 ☎0823-54-1161
- 蒲刈支店 ☎0823-66-1122
- 江田島支店 ☎0823-42-1133
- 中町支店 ☎0823-45-2848
- 鹿川支店 ☎0823-45-2622
- 三高支店 ☎0823-47-0311
- 大古支店 ☎0823-57-3333
- 西条支店 ☎082-422-8687
- 向陽支店 ☎082-425-1115
- 黒瀬支店 ☎0823-82-2340

- 八本松南支店 ☎082-429-0811
- 八本松支店 ☎082-428-2030
- 志和支店 ☎082-433-2411
- 高屋支店 ☎082-434-2111
- 福富支店 ☎082-435-2002
- 豊栄支店 ☎082-432-2316
- 大和支店 ☎0847-33-0211
- 河内支店 ☎082-437-1201
- 安芸津支店 ☎0846-45-1243
- 安浦支店 ☎0823-84-2040
- 川尻支店 ☎0823-87-2046
- 本郷駅前支店 ☎0848-86-3266
- 本郷中央支店 ☎0848-86-2514
- 竹原支店 ☎0846-22-0432
- 荘野支店 ☎0846-29-1135
- せとだ支店 ☎0845-27-2290
- 三原西支店 ☎0848-66-0246
- 三原支店 ☎0848-63-3163

- 鷺浦支店 ☎0848-87-5216
- 幸崎支店 ☎0848-69-1221
- 久井支店 ☎0847-32-6123
- 久井中央支店 ☎0847-32-7115
- 大朝支店 ☎0826-82-2311
- 吉田支店 ☎0826-42-0353
- 可愛出張所 ☎0826-43-0221
- 美土里支店 ☎0826-54-0326
- 高宮支店 ☎0826-57-0301
- 甲田支店 ☎0826-45-2028
- 八千代支店 ☎0826-52-2211
- 向原支店 ☎0826-46-3311
- 千代田支店 ☎0826-72-2211
- 三次中央支店 ☎0824-63-9920
- 八次支店 ☎0824-62-2890
- 三次東支店 ☎0824-66-1020
- 三次西支店 ☎0824-68-2225
- 三次市役所支店 ☎0824-62-6175

- 君田支店 ☎0824-53-2211
- 布野支店 ☎0824-54-2211
- 作木支店 ☎0824-55-2211
- 吉舎支店 ☎0824-43-3131
- 三良坂支店 ☎0824-44-3101
- 三和支店 ☎0824-52-3101
- 三次北支店 ☎0824-62-2384
- 上下支店 ☎0847-62-2151
- 甲奴支店 ☎0847-67-2231
- 総領支店 ☎0824-88-2211
- 庄原支店 ☎0824-72-5652
- 庄原西支店 ☎0824-74-0003
- 比婆西城支店 ☎0824-82-2211
- 東城支店 ☎08477-2-0045
- 小奴可支店 ☎08477-5-0201
- 口和支店 ☎0824-89-2211
- 高野支店 ☎0824-86-2211
- 比和支店 ☎0824-85-2221

詳しくはJAひろしまの最寄りの支店までお気軽にご相談ください。

Q JAひろしま 検索

<https://jahiroshima.or.jp/>

商 品 名	JAひろしま 年金受給者専用定期貯金(スーパー定期貯金)	
ご利用いただける方	<p>当JA口座へ年金の受取口座指定(年金受給)をされている方、 契約と同時に受取口座指定をいただける方。</p> <p>当JA口座へ年金の受取口座指定予約をされている方 契約と同時に受取口座指定予約をいただける方 (新たに受取口座指定予約をいただける方は55歳以上の方となります)</p>	
期 間	<p>1年 自動継続 (元金継続または元利金継続)</p> <p>取扱期間 令和7年4月1日～令和7年9月30日</p>	
預入方法	預入方法	一括預入
	預入金額	10万円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
利 息	適用金利	<p>組合員の方</p> <p>新たに定期貯金をご契約または定期貯金の満期金に対し10万円以上の増額書替の場合 上記以外の方の場合 ※定期貯金満期金の同額書替または、減額書替など</p> <p>組合員外の方</p> <p>新たに定期貯金をご契約または定期貯金の満期金に対し10万円以上の増額書替の場合 上記以外の方の場合 ※定期貯金満期金の同額書替または、減額書替など</p>
	利払時期	満期日以後に一括して払い戻します。
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をします。
	税金	20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
	金利情報の入手方法	窓口でお問合せください。
	手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組み入れることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。 	
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)6か月未満 …………… 解約日における普通貯金の利率 (2)6か月以上1年未満 … 約定利率×20% ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 	
貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA各支店または金融管理部信用管理課(電話：082-422-2177)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会(電話：082-225-1600)を利用できます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当JA金融管理部信用管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 金利情勢の変化等により、取扱期間中であっても適用金利の変更、または取扱いを中止させていただく場合がございます。 取扱期間は令和7年4月1日より令和7年9月30日までとします。 	



令和7年4月1日(火)現在適用中